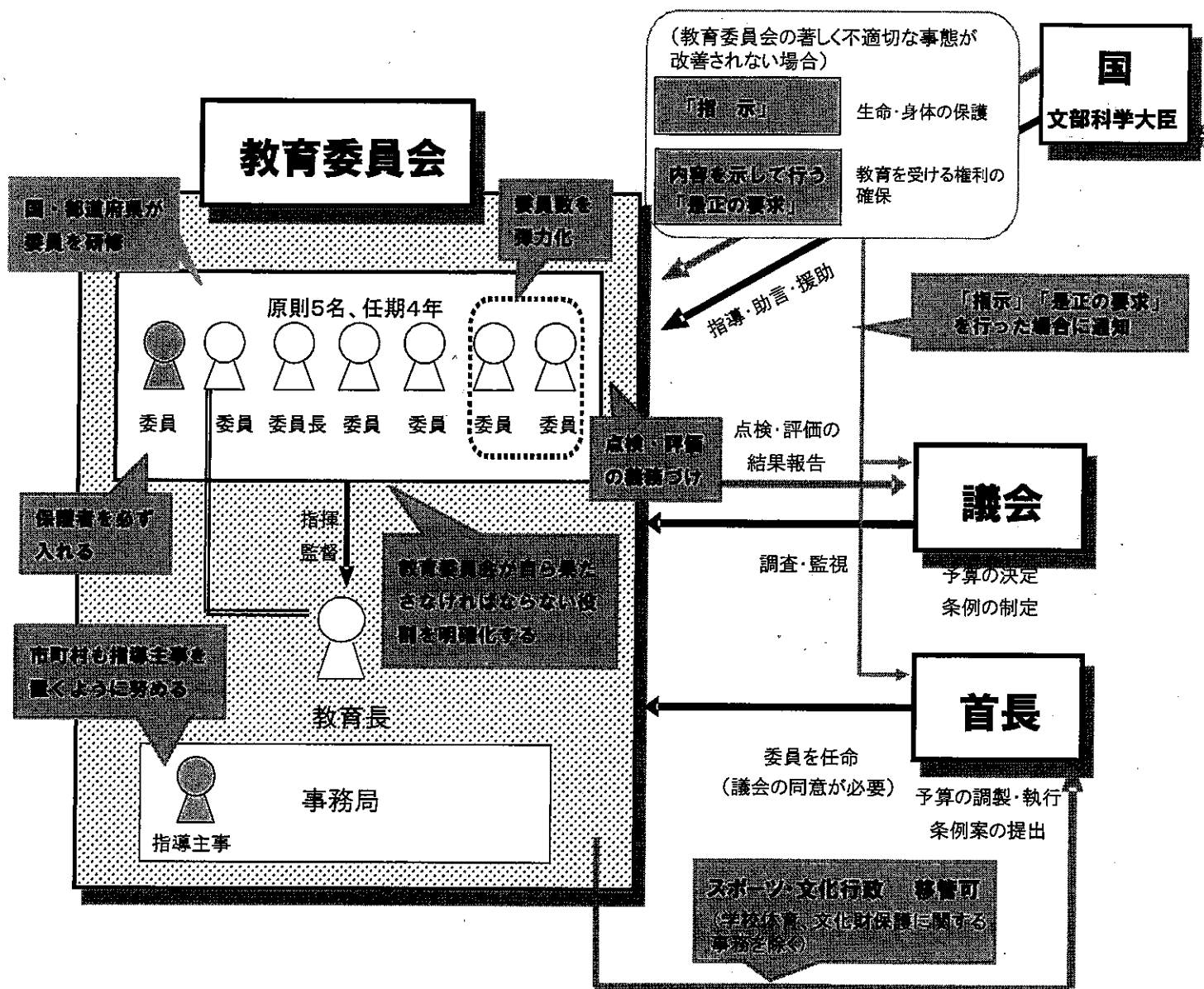


地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

<施行日>平成20年4月1日



教育委員会は、教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保、地域住民の意思の反映のため、今後とも全国すべての自治体に設置され、地方における教育行政の中心的な担い手として、その役割を発揮していくことが求められています。

今回の地教行法改正においては、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進と国の責任の果たし方等についての規定を整備しました。

(1) 教育委員会の責任体制の明確化

- 地方教育行政の基本理念を明記した。
- 合議制の教育委員会は、①基本的な方針の策定、②教育委員会規則の制定・改廃、③教育機関の設置・廃止、④職員の人事、⑤活動の点検・評価、⑥予算等に関する意見の申し出については自ら管理・執行することとした。
- 教育委員会は、学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うこととした。

ポイント

1. 地方教育行政の基本理念の明記

今回の改正では、地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないとする地方教育行政の基本理念が明記されました。

2. 教育委員会が自ら管理・執行すべき事務

今回の改正では、教育委員会が責任をもって教育に関する事務を管理・執行するようにするため、教育長へ委任できない事務を明確化しました。

現在、学校その他の教育機関の職員の任免、給与、懲戒など人事に関する事務の一部について、教育委員会規則に基づき教育長に委任している教育委員会においては、改正法が施行される平成20年4月1日までに、教育委員会規則を改正する必要があります。

なお、今回の規定は上記①～⑥以外の事務について、教育長に委任することを促進するものではありません。

3. 教育委員会の活動の自己点検・評価

今回の改正では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとしました。また、点検・評価を行う際、学識経験者の知見の活用を図ることが規定されました。

現在すでに教育委員会において、事務の管理・執行について点検・評価を行っている場合は、その手法を活用することも可能です。

どのような点検・評価項目を設けるか、また報告書の様式、議会への報告の方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとなります。

学識経験者の知見の活用については、点検・評価の方法や結果について意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとなります。